

## P T A役員選出規程

第1条 (内容) 本会の会長・副会長・書記・会計・会計監査の選出は、会則第九条に基づき、本規程により行う。

第2条 (選考委員会) 選考委員会の構成および任務は次のとおりとする。

1. 構成 各学年1名の選考委員、教員より2名および副校長並びに役員より1～2名を以って構成し、委員長を互選する。
2. 議事 選考委員会は、委員の半数以上の出席のもとに成立し、委員長の司会のもとに会議を開き、決議は、過半数により決める。可否同数の場合は、委員長がこれを決定する。
3. 任務 ①選考委員は「ポイント制による役員・委員の選出方法」規程に則り、役員を選出を行う。  
②選考委員は一定期間立候補者の公募をする。  
③立候補者のいないときは会長を含む11名の役員候補を選考する。  
④候補者の内定には、被推薦者の同意を得なければならない。  
⑤候補者が11名に満たない場合は、選考委員会が責任を以って補充する。

第3条 (承認) 選考委員長は、選考された各役員(教員を含む)の氏名を総会に報告し、承認を得なければならない。

第4条 (改正) 本規程の改正は、実行委員会の過半数の賛成により改正することができる。

第5条 (施行) 本規定は令和3年3月15日より施行する。